

宮崎県胃がん検診精度管理要領 新旧対照表（一部改正）

新	旧
<p>宮崎県胃がん検診精度管理要領</p> <p>第1 目的 この要領は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長指針」という。）及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針」（平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）に基づく胃がん検診の評価、指導等を行うことを目的とする。</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>1 胃がん検診実施機関の登録</p> <p>(1) 胃がん検診を実施しようとする者は、「<u>胃がん検診（胃部エックス線検査）実施機関登録申請書</u>」（様式1-1）又は「<u>胃がん検診（胃内視鏡検査）実施機関登録申請書</u>」（様式1-2）を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「管理指導協議会」という。）へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関（国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。）は公益社団法人宮崎県医師会（以下「医師会」という。）を経由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、胃がん検診実施機関を登録するときは、胃がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>① <u>胃部エックス線検査実施機関</u></p> <p>イ <u>胃部エックス線検査に従事する医師は、胃部エックス線写真の読影に習熟しており、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。</u></p> <p>ロ 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。</p> <p>ハ 撮影については、次のとおり行うこと。</p> <p>a 原則として間接撮影とする。ただし、地域の実情に応じて胃がん部会が適当と認めた場合においては、直接撮影を用いても差し支えない。</p> <p>b エックス線フィルムの撮影枚数は、最低7枚とすること。</p> <p>c 撮影の体位及び方法は、一般社団法人日本消化器がん検診学会の方式によること。</p> <p>ニ <u>胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものであること。</u></p> <p>ホ 市町村及び胃がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。</p> <p>② <u>胃内視鏡検査実施機関</u></p> <p>イ <u>胃内視鏡検査に従事する医師は、以下のいずれかの条件を満たす医師であり、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。</u></p> <p>a <u>日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学</u></p>	<p>宮崎県胃がん検診精度管理要領</p> <p>第1 目的 この要領は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長指針」という。）及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針」（平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）に基づく胃がん検診の評価、指導等を行うことを目的とする。</p> <p>第2 検診の精度管理に関する実施体制</p> <p>1 胃がん検診実施機関の登録</p> <p>(1) 胃がん検診を実施しようとする者は、「<u>胃がん検診実施機関登録申請書</u>」（様式1）を宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「管理指導協議会」という。）へ提出し、登録を受けるものとする。ただし、医療機関（国立病院機構、国立大学法人、地方公共団体及び県外の医療機関を除く。）は公益社団法人宮崎県医師会（以下「医師会」という。）を経由して行うものとする。</p> <p>(2) 管理指導協議会は、胃がん検診実施機関を登録するときは、胃がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。</p> <p>① <u>胃がん検診に従事する医師は、胃部エックス線写真の読影に習熟しており、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。</u></p> <p>② 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。</p> <p>③ 撮影については、次のとおり行うこと。</p> <p>イ 原則として間接撮影とする。ただし、地域の実情に応じて胃がん部会が適当と認めた場合においては、直接撮影を用いても差し支えない。</p> <p>ロ エックス線フィルムの撮影枚数は、最低7枚とすること。</p> <p>ハ 撮影の体位及び方法は、一般社団法人日本消化器がん検診学会の方式によること。</p> <p>④ <u>胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものであること。</u></p> <p>⑤ 市町村及び胃がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。</p>

会専門医のいずれかの資格を有する医師

b 診療、検診にかかわらず概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師

c 地域の胃内視鏡検診運営に関する委員会等が定める条件に適合し、a又はbの条件を満たす医師と同等の経験、技量を有すると認められた医師

ロ 検診従事者に対して、職種を問わず研修の機会を与え技術水準の向上に努めていること。

ハ 撮影コマ数は30コマから40コマ程度とすること。

ニ 内視鏡画像の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものであること。

ホ 市町村及び胃がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

(3) 2胃がん検診精密検査機関の登録を受けた医療機関については、当分の間、胃内視鏡検査実施機関として登録を受けたものとみなす。

2 胃がん検診精密検査機関の登録

(1) 胃がん検診の精密検査を実施しようとする者は、「胃がん検診精密検査機関登録申請書」(様式2)を管理指導協議会へ提出し、登録を受けるものとする。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(2) 管理指導協議会は、胃がん検診精密検査機関を登録するときは、胃がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

① 精密検査に従事する医師は、胃がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。

② 胃がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。

イ 胃内視鏡検査ができること。

ロ 胃生検ができること。ただし、病理診断については他機関への委託でも差し支えない。

③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び胃がん検診実施機関と密接な連携がとれること。

3 登録の日及び登録の期間等

(1) 登録の日及び登録の期間

1(1)及び2(1)に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、登録の日が4月1日の場合は翌年の3月31日までの1年間とし、登録の日が10月1日の場合は、翌年の3月31日までの半年間とし、登録を更新するときは翌年の4月1日を登録の日とし、登録の期間は翌々年の3月31日までの1年間とする。

(2) 研修会を受講すべき期間

1(2)①イ及び②イ並びに2(2)①に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで

② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで

③ 上記②の場合で、その登録を更新するときは当年の7月1日から12月31日まで

(3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1(2)①イ及び②イ並びに2(2)①に規定する研修会のうち、

2 胃がん検診精密検査機関の登録

(1) 胃がん検診の精密検査を実施しようとする者は、「胃がん検診精密検査機関登録申請書」(様式2)を管理指導協議会へ提出し、登録を受けるものとする。この場合においては、1(1)ただし書の規定を準用する。

(2) 管理指導協議会は、胃がん検診精密検査機関を登録するときは、胃がん部会において、次の基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

① 精密検査に従事する医師は、胃がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。

② 胃がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。

イ 胃内視鏡検査ができること。

ロ 胃生検ができること。ただし、病理診断については他機関への委託でも差し支えない。

③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び胃がん検診実施機関と密接な連携がとれること。

3 登録の日及び登録の期間等

(1) 登録の日及び登録の期間

1(1)及び2(1)に規定する登録の日は4月1日又は10月1日とし、登録の期間は、登録の日が4月1日の場合は翌年の3月31日までの1年間とし、登録の日が10月1日の場合は、翌年の3月31日までの半年間とし、登録を更新するときは翌年の4月1日を登録の日とし、登録の期間は翌々年の3月31日までの1年間とする。

(2) 研修会を受講すべき期間

1(2)①及び2(2)①に規定する研修会を受講すべき期間は、次のとおりとする。

① 登録の日が4月1日の場合は、登録前年の1月1日から12月31日まで

② 登録の日が10月1日の場合は、登録前年の7月1日から当年の6月30日まで

③ 上記②の場合で、その登録を更新するときは当年の7月1日から12月31日まで

(3) 登録の更新

登録を受けた場合で、1(2)①及び2(2)①に規定する研修会のうち、県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を(2)①及び③の期間

県が医師会に委託して実施する胃がんに関する生活習慣病検診従事者研修会を（２）①及び③の期間内に受講したときは、４（２）各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を（２）①及び③の期間内に受講したときは、胃がん検診実施機関にあっては「胃がん検診実施機関登録更新申請書」（様式３）により、胃がん検診精密検査機関にあっては「胃がん検診精密検査機関登録更新申請書」（様式４）により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の３か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、１（１）ただし書の規定を準用する。

４ 登録の変更及び取消し

（１）登録の変更

胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関は、登録事項に変更（登録の抹消を含む。）があったときは、胃がん検診実施機関にあっては「胃がん検診実施機関変更届」（様式５）を、胃がん検診精密検査機関にあっては「胃がん検診精密検査機関変更届」（様式６）を管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、１（１）ただし書の規定を準用する。

（２）登録の取消し

管理指導協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、胃がん部会の確認を経て、胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関の登録を取り消すことができる。

- ① 登録の抹消の届出があったとき。
- ② １（２）及び２（２）に定める基準が満たされなくなったとき。
- ③ 前２号に掲げる場合のほか、胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関として不適切と認められるとき。

５ 資料等の提出

胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関は、管理指導協議会が実施する調査等に応じ、必要な資料等をすみやかに提出しなければならない。

第３ 胃がん検診の実施方法

市町村、胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関は、健康局長指針「新・胃X線撮影法ガイドライン」及び「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」（いずれも一般社団法人日本消化器がん検診学会発行）等に基づき、科学的根拠に基づく胃がん検診を実施するよう努めなければならない。

第４ 市町村による胃がん検診実施結果の報告

市町村は、管理指導協議会に実施結果を別紙により報告すること。

内に受講したときは、４（２）各号に該当する場合を除き登録を更新するものとする。それ以外の研修会を（２）①及び③の期間内に受講したときは、胃がん検診実施機関にあっては「胃がん検診実施機関登録更新申請書」（様式３）により、胃がん検診精密検査機関にあっては「胃がん検診精密検査機関登録更新申請書」（様式４）により、研修会受講証明書の写しを添付して登録期間満了の３か月前までに管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、１（１）ただし書の規定を準用する。

４ 登録の変更及び取消し

（１）登録の変更

胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関は、登録事項に変更（登録の抹消を含む。）があったときは、胃がん検診実施機関にあっては「胃がん検診実施機関変更届」（様式５）を、胃がん検診精密検査機関にあっては「胃がん検診精密検査機関変更届」（様式６）を管理指導協議会に提出しなければならない。この場合においては、１（１）ただし書の規定を準用する。

（２）登録の取消し

管理指導協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、胃がん部会の確認を経て、胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関の登録を取り消すことができる。

- ① 登録の抹消の届出があったとき。
- ② １（２）及び２（２）に定める基準が満たされなくなったとき。
- ③ 前２号に掲げる場合のほか、胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関として不適切と認められるとき。

５ 資料等の提出

胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関は、管理指導協議会が実施する調査等に応じ、必要な資料等をすみやかに提出しなければならない。

第３ 胃がん検診の実施方法

市町村、胃がん検診実施機関及び胃がん検診精密検査機関は、健康局長指針及び「新・胃X線撮影法ガイドライン」（一般社団法人日本消化器がん検診学会発行）等に基づき、科学的根拠に基づく胃がん検診を実施するよう努めなければならない。

第４ 市町村による胃がん検診実施結果の報告

市町村は、管理指導協議会に実施結果を別紙により報告すること。